免税品1億円超 購入も所持2％

22年度訪日客検査 出国前に転売か

「後払い」転換 反発も

円安で好況の免税店業界

２０２２年度に日本を訪れて消費税の免税制度を利用し、１億円以上購入した外国人のうち57人に対し、税関が申告通り免税品がある か抜き打ち検査したところ、実際に品物の所持が確認できたのは約２％に当たる１人だけだったことが30日、政府関係者への取材で分かった。残りの56人に消費税を支払わせる決定を出したが、納付したのは2千万円の1人だけで、55人は所持金がないなどの理由で未納のまま出国した。滞納額は約18億5千万円に上る。

出国前に国内で転売しているとみられ、政府は不正防止のため24年度の税制改正大綱で、免税制度の見直しを盛り込み、議論を本格化させる。

免税販売の手続きは効率化のため、21年10月から販売時の情報を完全電子化している。政府がこうしたデータを基に22年度の購入者を分析した結果、免税購入総額は６０４２億円で、購入者は約３７２万人だった。１億円以上購入していたのは３７４人で、合計額は１７０４億円に上り、免税購入総額の約３割を占めた。

免税品などを販売する東京・秋葉原の家電量販店＝27日

政府関係者によると、購入品は高級時計やゲーム機が多く、中にはブランド品のかばんを１００点以上購入した例もあった。

税関での免税品の全量検査は人員的にハードルが高く、不正が確認されても制度上、出国を止めるのは困難だ。政府関係者は「高額購入者の半数以上は中国籍。多くは国内で転売されているようだ」と明かす。

こうした現状を踏まえ、政府は購入時に課税し、出国の際に免税品が確認できれば還付する制度の導入を税制改正大綱に盛り込んだ。詳細は、訪日客の利便性や免税店の事務負担の軽減に配慮しつつ、25年度の税制改正で結論を出す予定だ。

観光庁によると、23年３月末時点で全国の免税店は５万３６５０店で、10年前の10倍以上に増えている。

転売目的での不正購入の疑いが持たれている免税制度が、品物の国外への持ち出しが確認された際に還付される「後払い」方式に大きく転換する見込みだ。販売側の追徴課税のリスクは軽減される一方、円安下の好況に沸く免税店業界からは反発の声も上がる。

免税を巡っては、２０２２年12月に米アップルの日本法人「アップルジャパン」（東京都港区）が「ｉＰｈｏｎｅ」などの免税売り上げで、転売目的が疑われるなど要件を満たしていないとして計約１４０億円を追徴されたことが判明したほか、大手百貨店やドラッグストアなどでも発覚した。パスポートや購入目的の確認が不十分だったことが主な原因だったが、追徴を受けたある百貨店の担当者は「客商売は性善説が前提。転売目的でないと言われたらそれまで」と打ち明ける。

政府が24年度の税制改正大綱に盛り込んだ免税分の「後払い」方式は、欧州など多くの国で取り入れられており、不正防止に一定の効果が見込まれる。免税店を各地で運営する家電量販店大手の担当者は「転売目的の購入を防ぐことができ、より公正な制度になるのでは」と歓迎する。

だが、新型コロナウイルス禍を乗り越え、訪日需要の増加の恩恵を受ける免税店業界からは、制度改正に否定的な声も上がる。全国免税店協会の阿部英行会長は免税手続きが複雑になり、訪日客の購買意欲をそぐ可能性を指摘。「チェックが不十分な店の免税許可を取り消すなど、規制強化が先だ」と憤る。

中央大法科大学院の酒井克彦教授（租税法）は「本当に問題なのは不正に購入する人。訪日客に対しての免税ルールの周知徹底と、取り締まり強化も同時に議論するべきだ」と指摘した。

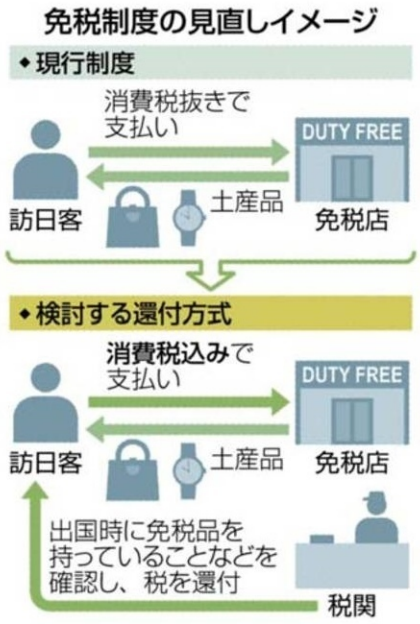

訪日客の免税制度　入国後６カ月未満の訪日客に対し、自国に持ち帰って使うことを条件に、免税販売の許可を得た店舗で買った品物の消費税の支払いを免除する制度。対象は家電製品や衣類など「一般物品」のほか、２０１４年に食品や化粧品など消耗品が加わった。購入時にはパスポートの提示が必要で、転売用や事業用としての購入は免税の対象外となっている。観光庁によると、訪日客の買い物に占める免税制度の利用率は19年に54・9％と、5年前から2・6倍に増えた。

愛媛新聞 :朝刊 2023/12/31 面名:一社 ページ:005
(C) 愛媛新聞社　無断転載、複製及び頒布は禁止します。